

2. (1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し①

概要

【通所リハビリテーション】

- リハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所を評価する観点から、事業所規模別的基本報酬について、以下の見直しを行う。
 - ア 通常規模型、大規模型（Ⅰ）、大規模型（Ⅱ）の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。
 - イ 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - i リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていていること。
 - ii リハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。【告示改正】

単位数

<現行> (5～6時間利用の場合)

大規模型事業所 (Ⅰ)	要介護 1	599単位
	要介護 2	709単位
	要介護 3	819単位
	要介護 4	950単位
	要介護 5	1,077単位

<改定後>

大規模型事業所	要介護 1	584単位	(新設)
	要介護 2	692単位	(新設)
	要介護 3	800単位	(新設)
	要介護 4	929単位	(新設)
	要介護 5	1,053単位	(新設)

大規模型事業所 (Ⅱ)	要介護 1	579単位
	要介護 2	687単位
	要介護 3	793単位
	要介護 4	919単位
	要介護 5	1,043単位



※要件を満たした場合

要介護 1	622単位	(新設)
要介護 2	738単位	(新設)
要介護 3	852単位	(新設)
要介護 4	987単位	(新設)
要介護 5	1,120単位	(新設)

2.(1)⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し②

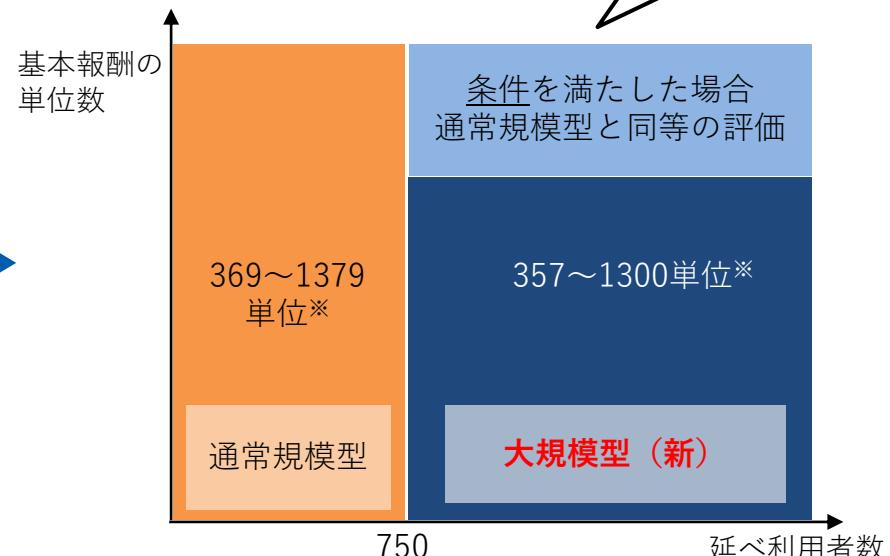
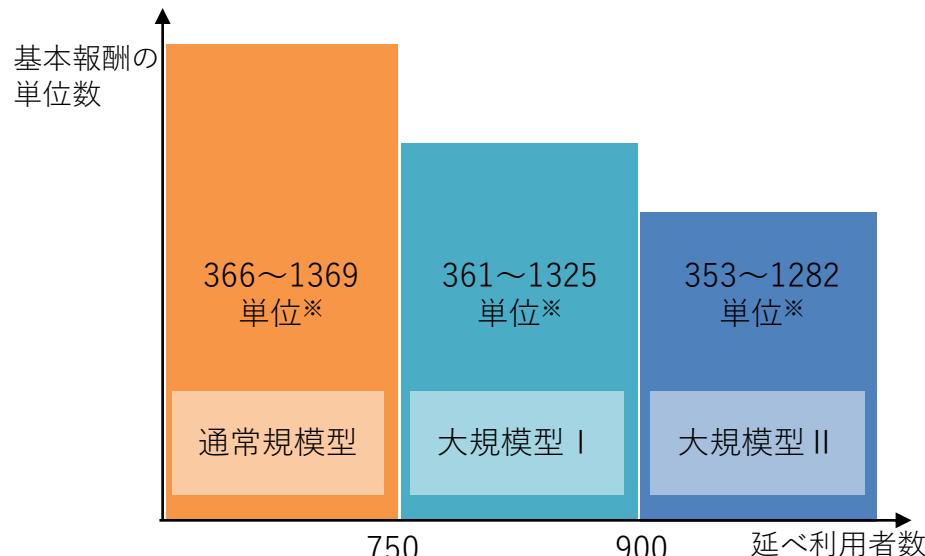
算定要件等

- 通常規模型、大規模型(I)、大規模型(II)の3段階になっている事業所規模別的基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%以上であること。
 - 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。

現行

改定後

- ✓ リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者が80%以上
- ✓ リハビリテーション専門職の配置が10：1以上



* 利用時間、要介護度毎に設定